

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業に関するQ&A 【静岡県版】

No	項目	質問	回答	更新日
1	対象事業所	補助金交付要綱別表2（基準単価表）の欄外※1に記載がある介護予防ケアマネジメントには、介護予防支援事業者が含まれるということでよいか。	お見込みのとおりです。	
2	対象事業所	介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。	
3	対象事業所	令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている事業所・施設が補助対象となることだが令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設について、令和3年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。	
4	対象事業所	令和3年10月1日から12月31日までの間に廃止した事業所分について、当該事業所を運営している法人が令和4年1月1日以降も存続していれば、申請は可能か。	法人が存続していれば、申請可能です。 ただし、申請時に法人が廃止してしまっている場合は、個別に御相談ください。	
5	対象事業所	訪問介護の基準単価は、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断することとされているが、 ①例えば、令和3年11月に新規指定を受ける訪問介護事業所についてはどのように取り扱えばよいか。 ②介護サービスと総合事業又は介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている訪問介護事業所の訪問回数は合算してよいか。	①個別の事情に応じて、令和3年11月、12月又は把握できる直近の1か月の訪問回数で請求してよいこととして差し支えありません。 ②合算してください。	
6	対象事業所	訪問介護の訪問回数は、障害サービスの回数や自主事業の訪問回数も合算してよいか。	本補助金の対象事業所（訪問介護）としての訪問回数のみとしてください。 障害サービスや自主事業としての訪問回数は合算できません。	R3.12.28
7	対象事業所	施設系サービスにおいて、短期入所療養介護を空床利用で実施している場合の定員数の取扱いはどのようにすればよいか。	令和3年4月から9月の1日あたりの平均利用者数を定員数として用いることとします。（ただし、あらかじめ指定権者に定員数を届け出ている場合は、当該定員数を用いても差し支えありません。）	

No	項目	質問	回答	更新日
8	対象経費	<p>「令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用」が対象とされていますが、</p> <p>①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。</p> <p>②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>④発注が令和3年10月1日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和4年1月1日以降となってもよいか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②「衛生用品」については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、消毒液などといった防護具等や消毒用品などです。</p> <p>なお、体温計やブラシ、バケツといった器具や備品、おむつなどは補助対象外です。</p> <p>③「感染症対策に要する備品」については、パーテーション及びパルスオキシメーターに限りません。</p> <p>④納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば（見積もりのみは不可）、補助対象として差し支えありません。ただし、申請書提出時点で少なくとも納品まで完了（対象経費の支払いをするための銀行振込手数料を申請する場合は支払完了まで）し、金額が確定している必要があります。また、銀行振込手数料を申請しない場合の支払いは遅くとも令和4年3月までに完了させる必要があります。</p>	
9	対象経費	<p>令和3年10月1日から12月31日までの購入費用が対象となっており、10月1日から12月31日までに発注して購入が確定されていることが必須で、納品や支払は年度内であれば可とのことですが、発注が9月30日以前で納品が10月～12月の場合は対象となるか。</p>	<p>発注が令和3年9月30日以前となる場合は、補助対象外となります。</p>	
10	対象経費	<p>今回の対象経費は「衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用」とされています。通信販売で購入した場合等の送料は補助の対象となるか？</p>	<p>納品に最低限必要で、一般的に需用費又は備品購入費として一括して支払うことが可能な範囲の送料のみが補助対象となります。</p>	
11	対象経費	<p>県交付要綱別表2（基準単価表）に掲載されている補助上限額は、1か月あたりの上限額か、それとも10月～12月までの3か月分の購入経費の合計額についての上限額か。</p>	<p>10月～12月までの3か月分の対象経費の合計額についての補助上限額です。</p>	
12	対象経費	<p>消費税を除いた額で申請することはできるか。</p>	<p>できません。消費税を含めた額を、交付申請書の「（別紙様式2）事業所・施設別個票」の「積算内訳」の「所要額」欄に入力してください。</p>	R3.12.23

No	項目	質問	回答	更新日
13	他補助金との関係	介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業のうち、要件を満たすのであれば、「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」と「介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業」を両方補助を受けることは可能か。	可能です。ただし、一方の事業の補助対象経費の算定に計上したものは、他方の事業の補助対象経費として計上（二重計上）はできませんのでご注意ください。	
14	他補助金との関係	国が直接事務を執行する医療の「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」を受給する医療機関（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション）が介護で重複申請でないことをどのように申出ればよいか。	申請書上（個票）において、事業所・施設が、医療の補助金の交付を受けていないことを誓約していただきます。	
15	対象事業所	障害サービス事業所と介護サービス事業所の両方の指定を受けている事業所の場合は、それぞれで、補助金を申請できるのか。	介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金を受ける場合は、障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金を受けることはできません。 詳細は、障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金の対象事業所を御確認ください。	
16	申請方法	費用が確定していない段階における申請（概算による申請）は可能か。	対象物品等の納品が完了し、本事業に要する費用が確定してから申請してください。 支払いは、申請後でも構いませんが、令和4年3月までに支払いを完了してください。 また、対象物品等を購入した費用を支払うための振込手数料を含めて申請する場合は、支払い（振込）が完了してから申請してください。	
17	申請方法	債権譲渡事業所は国保連へ補助金申請できないとされているが、債権譲渡事業所とはどんな事業所か。	国保連に登録している口座を債権譲渡している事業所のことです。 債権譲渡事業所については、国保連に登録している口座へ補助金を支払うことができませんので、県への直接申請の方法により申請してください。 （申請方法は、ホームページで御確認ください。）	
18	申請方法	例えば、法人内に①債権譲渡事業所が2事業所、②債権譲渡をしていない事業所が10事業所ある場合は、①は県へ郵送（紙）申請、②は国保連へ電子申請することになるのか。	法人で一括とりまとめとしていただいている関係上、①を含めて、合計12事業所分を県へ郵送（紙）申請していただいてもかまいません。 なお、お問い合わせのとおり申請いただいても受け付けます。	R3.12.28

No	項目	質問	回答	更新日
19	その他	申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。	<p>支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。なお、領収書等の証拠書類は、介護事業所・施設において令和9年3月まで適切に整備保管し、県等から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。</p> <p>(財産処分の対象となりうるものがある場合は、処分制限期間が終わるまでと令和9年3月までのいずれか遅い日まで保管する必要があります。)</p>	
20	その他	法人で一括購入し、その後各事業所へ配分した場合は、領収書等はどうしたらよいか。	<p>可能であれば、各事業所ごとの領収書を入手してください。</p> <p>困難な場合は、実際の使用数や事業所の職員数、利用者数、定員数など、合理的な方法で按分したことがわかる書類や記録を作成し、証拠書類として保管してください。</p>	